

発議第1号

後期高齢者医療保険料「特例軽減」の継続を求める意見書について

後期高齢者医療保険料「特例軽減」の継続を求める意見書について別紙のとおり提出する。

平成29年2月10日提出

提出者	京都府後期高齢者医療広域連合議会議員	岡本 亮一
同		巽 悅子
同		向出 健
同		斎藤 和憲
同		くらた 共子

提案理由

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する必要があるので提案する。



## 後期高齢者医療保険料「特例軽減」の継続を求める意見書

昨年12月27日、厚生労働省は保険料の均等割軽減について、電算処理システムの設定に誤りがあり、制度発足以来、保険料を過大・過小に徴収していたことを明らかとした。このことは、後期高齢者医療制度の導入を急いだ国の過失である。このような不祥事の上に保険料の特例軽減措置を段階的に廃止することは許されない。

後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」は、制度導入時、被保険者の保険料負担が一気に増加することに、国民の強い反発があり、保険料負担軽減策として設定されたものである。

収入が少ない一方で医療費がかさむ75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療保険制度の基盤が脆弱であることは明らかである。そのもとで、すでに4回にわたる保険料引き上げが実施してきた。このことは、高齢者の生活を圧迫し、安心して医療が受けられない不安を広げている。

実際に、「特例軽減」が廃止されれば、加入者の約半数となる916万人の保険料が増加する。例えば、現在、「8.5割軽減」を適用されている人の保険料は「7割軽減」となり、保険料は2倍に引き上がる。年収が80万円以下で「9割軽減」を適用されている人の保険料も「7割軽減」となり、負担は3倍に跳ね上がる。健康保険・共済保険の扶養家族であった人は、後期高齢者医療保険制度に移行して2年以内なら「5割軽減」だが、3年目以降「全額負担」となれば、保険料は現行の5倍から10倍になり、大幅な負担増となる。

公的医療保険制度においては、その保険料は負担能力に応じた応能負担とすることが原則である。京都府内に居住する後期高齢者の多くが低所得者であることからも、生活実態を顧みない保険料の負担増は生命の危険すら生じかねない。

よって国におかれでは、後期高齢者医療保険料「特例軽減」を継続するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

